



江戸川区労連ニュース

発行

江戸川区労働組合総連合
江戸川区中央3-23-1
TEL 3656-5577
FAX 3656-5654

江戸川区労連第37回定期大会開催

9月15日（祝）13時より都教組江戸川支部会館に於いて第37回定期大会が開催されました。

新木副議長の司会で始まり、議長には江教組代議員の渡辺さんが選出されました。宇田川議長の主催者挨拶の後、来賓の、東京地評事務局次長の中村さん、国民春闘江戸川共闘会議議長の田嶋さん、東京土建江戸川支部副執行委員長の武山さん、日本共産党区議の小俣さん・大橋さん・牧野さん。太田さん、東部会計江戸川事務所税理士の山崎さん、東京東部法律事務所弁護士坂本さん、江戸川民商会長の米増さんからご挨拶いただきました。第1号議案では、区内の共闘組織と共同行動発展のため全力を上げる提案いたしましたが、「付言」として、「コミュニティユニオン東京江戸川支部は、江戸川区労働組合総連合加盟組織のなかでは登録人数が最大の団体です。江戸川区労働組合総連合幹事会では、コミュニティユニオン東京江戸川支部での処分を重く受け止め、その人物がその後謝罪、弁財、反省、当該の自肅等が履行された場合は、禊をしたものと解して上述の行動はいたしませんが、その人物は現在も一切禊もなく、逆に開き直る姿勢をしており、そのような人物を団体役員、事務局員等に就任させている団体とは、信義則上活動を共に行わないことを決定しています。」と再度掲載して提案いたしました。

その後、第2議案、第3議案、第4議案・第5議案までの対案を行い、質疑・討論でも反対意見も出なかつたので、議長判断で一括採決を行いました。すると保留1名が出ましたが、他の代議員全員の賛成で全議案が可決いたしました。

その後選挙管理委員長から、役員立候補・推進が定数内でしたので無投票当選との報告が出され、宇



幹事長	議長	副議長	事務局長	2026年度新役員
会計監査	宇田川 耕史（再任）	新木 輝代（再任）	CU江戸川支部	務所ポストに投函され、怪文書扱いで返信しました。
細川 浩子	木城 幸二（新任）	小林 隆昭（再任）	CU江戸川支部	また、今回も「コミュニティユニオン東京江戸川支部で除名になつた人物から大会議長宛に封書が、事務委員会で協議され、資格審査委員会と議事運営委員会で協議され、怪文書扱いで返信しました。
高木 明子	三枝 繁一（再任）	（新任）CU江戸川支部	（再任）幹事会推薦	37回定期大会は終了いたしました。
（再任）都教組江戸川支部	高橋 士朗（再任）	（再任）CU江戸川支部	（再任）年金者組合江戸川支部	田川議長の紹介で退任せれる役員、高梨副議長（CU江戸川）から退任挨拶が行われました。
（再任）医労連健和会支部南葛医協	吉田 孝之（再任）	（再任）都教組江戸川支部	（再任）福祉保育労などの花分会	閉会の挨拶は、副議長に就任した木城さん（CU江戸川）が行い、団結頑張ろうを宇田川議長の音頭で唱和して、無事第
（再任）都教組江戸川支部	露木 洋行（再任）	J MITU日本ロール支部	J MITU日本ロール支部	37回定期大会は終了いたしました。
（再任）年金者組合江戸川支部	（再任）都教組江戸川支部			

【汐夢想建】

検察審査会に申立をし、7月14日後藤弁護士に検察審査会から「本件不起訴相当」との書面が到達しました。裁判所に財産開示請求を再び行うか、弁護士会を通じて小田桐氏個人の預金口座を調査して差押えを行うか検討中です。

【社会福祉法人つばき土の会】

第3オハナからモグラに異動したYさんの未払い分について法人代理人弁護士と交渉を行っています。

【ライトサンズグループ】

会社代理人弁護士の代理権が消滅したことで分割払い惠押している解決金の支払いは無事に9月末日支払われました。最後の10月末日の振込が履行されるのが心配です。

【株】W

団体交渉を9月8日（月）錦糸町駅横の喫茶店で開催いたしました。会場を指定したのは相手方で、当労働組合は「解雇問題」という機微な内容を喫茶店で行うことと心配する」と話しましたが、相手方代表取締役は「問題ありません」とことなので応諾いたしました。案の定、隣の席に居た人は話の内容が耳に入り怪訝そうな顔をして、責めを立ち去りました。相手方代表者は、当該は理容師の業務委託であるので解雇ではないと主張していました。しかし、労働基準法における労働者性の判断は「使用従属性」という概念に基づいて行なわれます。使用従属性は①指揮監督下の労どうであること②報酬の労務対償性があること③主要な基準と、それを補強する要素から総合的に



● 11月16日(日)
10時開会→10時45分出発

集合場所 浅草・花川戸公園

雷大行進実行委員会 TEL(6786)4628

当面の活動

- 10/9 (木) 江戸川大運動実行委員会拡大事務局会議
- 10 (金) 区労連事務局会議
- 11 (土) 江戸川社保協なんでも相談会
- 15 (水) 区労連第2回幹事会
- 17 (金) 江戸川社保協事務局会議
- 24 (金) 江戸川社保協怒りの宣伝・篠崎駅頭
- 27 (月) 江戸川社保協幹事会
- 31 (金) 労働関係相談センター オルグ会議
CU江戸川支部執行委員会
- 11/7 (金) 区労連事務局会議
- 11 (火) 江戸川大運動区民集会・提灯デモ

の依頼や業務指示に対する諸否の自由の有無・業務遂行上の指揮監督の有無・拘束性の有無・代替性の有無②報酬の労務対償性とは・報酬が、指揮監督下での労働の対価として支払われているか・事業者性の有無・専属性の程度等です。当該は時給1,600円で、勤務時間は10時~18時、仕事は指示されたお客様の理容を行なう等を鑑みて労働基準法の下での労働者です。入社2017年7月で、有休休暇も与えられず、社会保険も未加入（勤務は1日8時間、週4日の32時間労働）という脱法行為を行っていました。そこで包括的解決として金銭解決を要求したところ、回答を9月22日1時限りとしましたが、19日に相手方から連絡が入り、回答期限を延ばしてほしいとのことで25日17時限りで合意しました。25日の15時40分に相手方から連絡があり、要求に応諾するとの回答なので合意解決いたしました。

納税者の権利擁護税務行政の民主化をめざす！

東部会計江戸川事務所

〒133-0065

東京都江戸川区南篠崎町3丁目27番5号

I BM 3番町ビル

T E L 03 (3698) 8000

F A X 03 (3698) 8008